

難病の指定医研修を修了したことを証明する確認シート

この確認シートは、難病の指定医研修を履修したことを証明する書類として、福井県に提出していただくものです。以下について回答し、必要書類とあわせてご提出ください。未記入・誤記入等ある場合は、研修を修了したものと認められません。

記載医師名	
記載年月日	西暦 年 月 日

(1) 次の資料を読みましたら、チェック欄に☑してください。

- ① 指定難病医療費助成制度について
- ② 日医総研ワーキングペーパー
- ③ 臨床調査個人票を作成予定の主な疾患番号と疾患名を記載してください。

疾患番号	疾患名

- ④ ③に記載した疾患について厚生労働省の認定基準を読みました。
- ⑤ 臨床調査個人票の作成について

裏面につづく

(2) 以下の質問について、○か×で解答してください。

	質問内容	回答欄
1	難病の指定医申請は主たる勤務先の医療機関が所在する市町窓口へ申請する。	
2	指定医とは、臨床調査個人票を作成するための医師個人を対象とした資格である。	
3	指定難病医療費助成の対象となるのは、指定医療機関で受けた、指定難病およびその指定難病に付随して発生する傷病に関する医療に限られ、すべての医療が対象になるわけではない。	
4	臨床調査個人票に記載する事項全般については、他院の情報に基づくものでもよい。	
5	厚生労働省が定める診断基準を満たすだけでは医療費助成の対象とならず、重症度分類または軽症高額特例の基準を満たしている必要がある。	
6	指定難病医療費助成制度では、疾患ごとに診断基準が異なり、また、Definite 以外に Probable や Possible を含めて医療費助成の対象となる疾患が存在する。	
7	臨床的に指定難病の罹患が疑われる症例であっても、厚生労働省の定める診断基準を満たしていない限り、医療費助成の対象とならない。	
8	重症度分類に関する事項は臨床調査個人票作成時から直近6か月間で最も悪い状態を記載する必要がある。	
9	難病の指定医は、一度指定を受ければ、更新の手続きの必要はない。	
10	指定医療機関は、5年ごとに更新を受ける必要がある。	

お疲れ様でした。福井県のホームページに上記質問の解答をアップロードしておりますので、必ず御確認ください（誤答があれば赤字で修正してください）。解答を御確認後、ホームページの案内に沿って、指定医の申請を行ってください。

URL : <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/nanbyou-siteiikensyu.html>